

臨床研究のお知らせ

重症心身障害児・者の亜鉛欠乏の実態調査に関する研究へのご協力をお願い

当園では、重症心身障害児・者の方々に対するより良い治療方法を見いだすために、いろいろな臨床研究を行っております。これらの研究の際には、日常診療で得られた利用者の方々との診療情報を使わせていただく事があります。

今回、私たちの体に大切な微量元素（ミネラル）のひとつであり、重症心身障害児・者では不足しやすいとされる亜鉛が、当園利用者の方々でどのような場合に不足しやすいのか、という実態調査を計画しました。また、2013年からは亜鉛を増やした食事を提供しておりますが、その効果についても調査する予定です。これらの研究結果は専門雑誌に投稿し、今後の診療に反映させていきたいと考えております。そのために、利用者の方々の過去の診療情報を使用したいと思っております。

こうした研究の際には、厚生労働省の倫理指針に基づき、ホームページ上などで研究内容の情報公開が必要とされております。以下に研究の概要をお知らせしますので、内容に関するお問い合わせなどがありましたら、下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 対象

当園を入所利用されている方のうち、2011年4月～8月に血清亜鉛値を含めた定期血液検査が行なわれた方、および、その後亜鉛を増やした食事を6ヶ月以上摂取し、2013年9月～2014年3月に血清亜鉛値を含めた定期血液検査を受けた方の診療情報を、研究対象といたします。

2. 方法

診療録などから個人情報情報を排除して、病歴、身体所見、検査結果、治療内容などの診療情報を収集し、統計学的解析を行なって、亜鉛欠乏の実態を調査します。また、食事時の亜鉛を増やした前後での症状や検査結果などの比較もおこない、増量の効果も検討します。この研究は2018年1月～2019年1月の期間に行なう予定です。

3. 研究における倫理的配慮について

本研究は過去の診療情報を調査するだけですので、利用者の方々の健康には直接影響せず、また新たな負担も発生しません。生年月日、氏名などの個人情報情報はすべて削除して解析されますので、個人情報情報が外部に漏れる事はありません。研究結果は医学の発展のために医学雑誌にて公表する予定ですが、その際も個人が特定できる情報はすべて削除いたします。

この研究対象となられる方のご家族の方で、もし診療情報を研究に利用してほしくない、という方がおられましたら、2018年6月までにその旨を下記問い合わせ先までお申し出ください。その場合には、お申し出のあった利用者の方の診療情報を除外した上で研究を行ないます。

問い合わせ先：北海道療育園 診療部長 徳光亜矢

〒071-8144 旭川市春光台4条10丁目（TEL：0166-51-6524）